

(写)

5 三総政第438号

令和5年11月22日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

### 議案の送付について

令和5年第4回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第71号 三鷹市基本構想
- 議案第72号 三鷹市組織条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 三鷹市印鑑条例等の一部を改正する条例
- 議案第74号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第76号 三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 三鷹市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 「三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について
- 議案第80号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 議案第81号 三鷹市山本有三記念館等の指定管理者の指定について
- 議案第82号 三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者の指定について
- 議案第83号 三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について
- 議案第84号 三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について

- 議案第85号 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について
- 議案第86号 三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について
- 議案第87号 三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者の指定について
- 議案第88号 三鷹市農業公園の指定管理者の指定について
- 議案第89号 三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者の指定について
- 議案第90号 令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第91号 令和5年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和5年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 71 号

三鷹市基本構想

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市基本構想

長年にわたって三鷹のまちを育んできた全ての人々の情熱と努力を礎に、このまちが更なる飛躍と発展を遂げるため、未来志向の「あすへのまち三鷹」の歩みを進めます。

世界に目を向けると、各地で戦禍が止まず、平和への道のりは厳しいと言わざるを得ません。地域社会では、少子高齢化や価値観の多様化、デジタル社会の進展などに伴う新たな課題が顕在化しています。このような時代であるからこそ、日本国憲法が掲げる平和で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を普遍的な願いとし、協働とコミュニティに根ざす市民自治を推進して、誰もが自分らしく生き、暮らしやすさを実感できるまちをつくり、次世代に継承していかなければなりません。

ここに、三鷹市自治基本条例に基づき、市民、事業者等、市議会、市長等がそれぞれの役割を担いながら、ともに「あすへのまち三鷹」を着実に進展させていくため、三鷹市基本構想を定めます。

### 1 基本目標

平和の希求、人権の尊重、自治の推進を基調とした「あすへのまち三鷹」をまちづくりの目標とします。

### 2 目標年次

おおむね2050年を目標年次とします。

### 3 政策

誰一人取り残さず、いつまでも暮らし続けることができる「高環境・高福祉のまちづくり」を、「あすへのまち三鷹」に向けた政策の柱とします。

#### (1) 「高環境のまちづくり」

災害に強く、快適で活力があり、人と環境が調和した緑と水の公園都市をつくれます。

#### (2) 「高福祉のまちづくり」

人がつながり、いきいきと安心して暮らせる、文化の薫りが高い地域社会をつくれます。

### 4 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める施策

「高環境・高福祉のまちづくり」を9つの施策により推進します。

#### (1) 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

平和への思いを次世代へと継承し、いかなる理由によっても不当な差別を受

けることがない、世界に開かれた一人ひとりが尊重されるまちをつくります。

(2) 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

農業、工業、商業等の地域産業や都市型観光が活力をもって発展し、魅力にあふれ人が集う、にぎわいのあるまちをつくります。

(3) 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

自然と調和した景観や、道路・交通環境が充実したより緑豊かな都市基盤をもつ、うるおいと利便性に満ちたまちをつくります。

(4) 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

様々な自然災害や多様化する犯罪から、市民一人ひとりの生命と暮らしを守るまちをつくります。

(5) 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

人と自然が共生し、自然と暮らしが調和する脱炭素型・循環型のまちをつくります。

(6) 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

一人ひとりに寄り添いながら暮らしを支援し、地域で支え合う、誰もが安心して健康に暮らせるまちをつくります。

(7) 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

子育てや教育の環境が充実し、未来を自らの力で切り拓き歩んでいく子どもの成長を地域全体で支え、育むまちをつくります。

(8) 心豊かに生きがいを高める生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち

芸術・文化活動の支援、学びとスポーツの環境の充実により、一人ひとりの心と体の健康を高めるまちをつくります。

(9) いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

人と人、人と地域がつながり、公正で効率的で透明な自治体経営を基盤とした、市民満足度の高いまちをつくります。

5 施策を推進するための視点

将来的な人口減少や人口構成の変化を見据え、多様化、複雑化する行政課題に計画的に対応するとともに、緊急時には機動性を発揮できるよう、6つの視点をもって、施策を推進します。

(1) 「選択と集中」の視点

重点施策の優先化と事業の評価検証により、限られた財源を有効に活用します。

(2) デジタル技術活用の視点

行政サービスのデジタル化と情報公開により、情報格差に配慮しながら利便性と透明性を高めます。

(3) 個人情報の保護と情報セキュリティの確保の視点

セキュリティの徹底により、個人情報を含む市の情報を安全に管理します。

(4) 多様なパートナーシップによる参加と協働の視点

市民、関係機関及び事業者等との連携により、多様な地域課題を解決します。

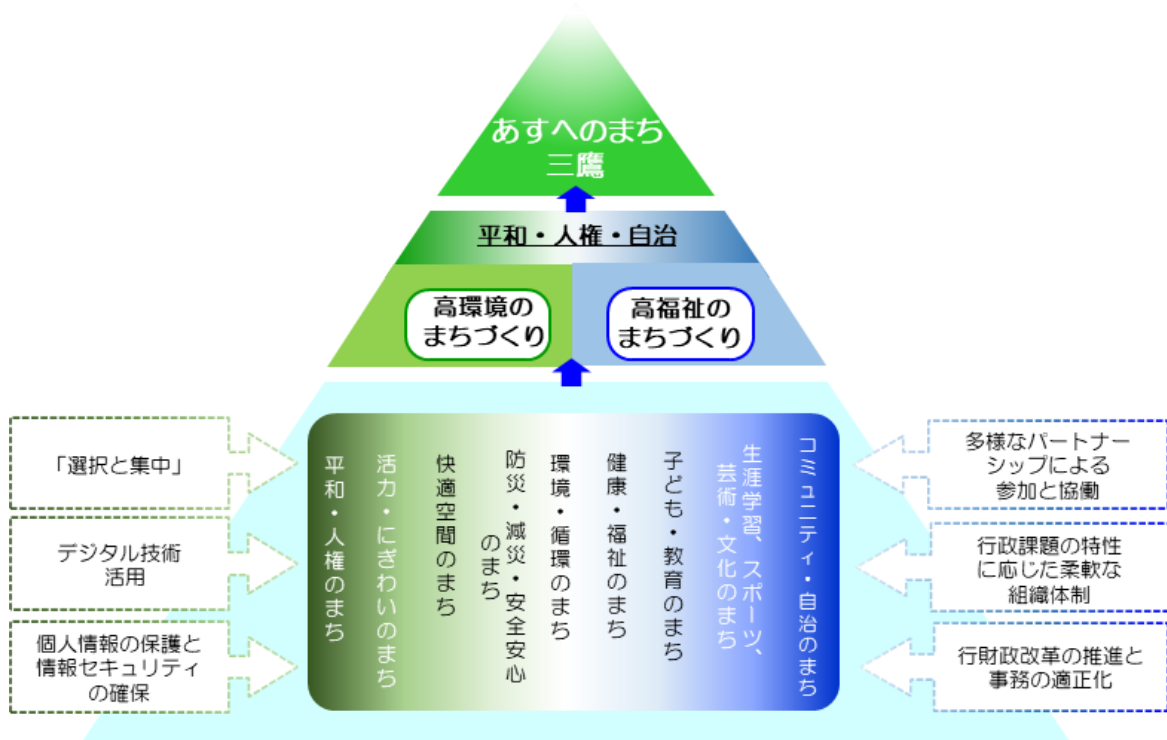
(5) 行政課題の特性に応じた柔軟な組織体制の視点

臨時的、横断的な組織体制等により、多様な行政課題に柔軟に対応します。

(6) 行財政改革の推進と事務の適正化の視点

サービスの質と量の最適化と適正な事務執行により、市政への信頼を高めます。

新しい三鷹の創造



## 提案理由

新たな基本構想を策定するため、本案を提出します。

議案第 72 号

三鷹市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



## 三鷹市組織条例の一部を改正する条例

三鷹市組織条例（昭和46年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条企画部の項第1号中「調整」の右に「、平和・人権・国際化施策」を、「統計」の右に「、市民参加と協働」を加え、同条子ども政策部の項第4号中「発達支援」を「手当、医療費助成及びひとり親」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「子どもの手当」を「保育園の運営支援及び指導検査」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「子どもの育成」を「保育園、幼稚園及び私立学校」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 子どもの成育及び子育て家庭に関すること。

第2条都市整備部の項第1号中「、開発指導及び住宅政策」を「及び開発指導」に改め、同項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条都市再生部の項第2号中「再開発」を「住宅政策」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 都市交通及び交通安全に関すること。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

企画部、子ども政策部、都市整備部及び都市再生部の分掌事務を改めるため、本案を提出します。

議案第 73 号

三鷹市印鑑条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市印鑑条例等の一部を改正する条例

(三鷹市印鑑条例の一部改正)

第1条 三鷹市印鑑条例(昭和50年三鷹市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「次に掲げる方法」を「多機能端末機(本市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者が自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に発行する機能を有するものをいう。)に次に掲げるものを使用して、多機能端末機に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定した暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力する方法」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)
- (2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)

第17条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自動交付機に印鑑登録証を使用してその暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を防止するため暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。)を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年三鷹市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「第17条第2項中「次に掲げる方法」を「多機能端末機(本市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者が自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に発行する機能を有するものを

いう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用してその暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定した暗証番号をいう。)を入力する方法」に改め、同項各号」を「第17条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請について、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用できることとしたほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 74 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。  
附則第20条（見出しを含む。）中「令和3年度から令和5年度までの各年度分」を  
「令和6年度分」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（都市計画税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の三鷹市市税条例の規定は、令和6年度分の都市計画税  
について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例によ  
る。

### 提案理由

令和6年度分の都市計画税の税率における特例を定めるため、本案を提出します。

議案第 75 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

### 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「20の項」を「22の項」に、「34の項」を「36の項」に、「125の項」を「127の項」に改める。

別表第1の28の項を同表の30の項とし、同表の27の項を同表の29の項とし、同表の26の項中「27の項」を「次項」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の16の項から同表の25の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の15の項の次に次のように加える。

|    |                  |    |                             |
|----|------------------|----|-----------------------------|
| 16 | 認可地縁団体告示事項証明書の交付 | 1通 | 窓口における交付<br>300円            |
|    |                  |    | 郵便等による請求<br>に対する交付 400<br>円 |
| 17 | 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付 | 1通 | 300円                        |

別表第2の1の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「謄抄本交付手数料」を「謄抄本交付（広域交付による交付を含む。）手数料」に改め、同表の125の項を同表の127の項とし、同表の124の項を同表の126の項とし、同表の123の項中「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の125の項とし、同表の122の項中「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の124の項とし、同表の121の項を同表の123の項とし、同表の120の項中「123の項」を「125の項」に、「125の項」を「127の項」に、「122の項」を「124の項」に、「124の項」を「126の項」に改め、同項を同表の122の項とし、同表の109の項から同表の119の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の108の項中「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の110の項とし、同表の107の項中「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の109の項とし、同表の106の項を同表の108の項とし、同表の105の項を同表の107の項とし、同表の104の項中「103の項(1)のアの(ア)」を「105の項(1)のアの(ア)」に、「103の項(2)のアの(ア)」を「105の項(2)のアの(ア)」に、「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36



の項」を「38の項」に改め、同項を同表の106の項とし、同表の103の項中「104の項」を「次項」に、「106の項」を「108の項」に、「34の項」を「36の項」に、「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「37の項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の105の項とし、同表の45の項から同表の102の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の44の項中「45の項」を「次項」に改め、同項を同表の46の項とし、同表の43の項を同表の45の項とし、同表の42の項中「43の項」を「次項」に、「40の項」を「42の項」に改め、同項を同表の44の項とし、同表の41の項を同表の43の項とし、同表の40の項中「43の項」を「45の項」に改め、同項を同表の42の項とし、同表の39の項中「42の項」を「44の項」に、「40の項」を「次項」に、「43の項」を「45の項」に改め、同項を同表の41の項とし、同表の38の項を同表の40の項とし、同表の37の項中「38の項」を「次項」に改め、同項を同表の39の項とし、同表の36の項を同表の38の項とし、同表の35の項中「36の項」を「次項」に改め、同項を同表の37の項とし、同表の34の項中「20の項」を「22の項」に、「35の項」を「次項」に、「36の項」を「38の項」に改め、同項を同表の36の項とし、同表の31の項から同表の33の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の30の項中「31の項」を「次項」に改め、同項を同表の32の項とし、同表の29の項を同表の31の項とし、同表の28の項中「29の項」を「次項」に、「26の項」を「28の項」に改め、同項を同表の30の項とし、同表の27の項を同表の29の項とし、同表の26の項中「29の項」を「31の項」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の25の項中「28の項」を「30の項」に、「26の項」を「次項」に、「29の項」を「31の項」に改め、同項を同表の27の項とし、同表の24の項を同表の26の項とし、同表の23の項中「24の項」を「次項」に改め、同項を同表の25の項とし、同表の22の項を同表の24の項とし、同表の21の項中「22の項」を「次項」に改め、同項を同表の23の項とし、同表の20の項を同表の22の項とし、同表の19の項中「20の項」を「次項」に、「21の項」を「23の項」に、「22の項」を「24の項」に改め、同項を同表の21の項とし、同表の13の項から同表の18の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の12の項中「14の項」を「16の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の7の項から同表の11の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の6の項中「事務」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類の」の右に「情報の内容を表示したものの」を加え、同項を同表の8の項とし、同表の5の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の7

の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同項の次に次のように加える。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                     |               |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|
| 6 | 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） | 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | 1件につき<br>700円 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|

別表第2の3の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「謄抄本交付手数料」を「謄抄本交付（広域交付による交付を含む。）手数料」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

|   |                                                                                                                                                                                                                                  |                     |               |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|
| 3 | 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限 | 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | 1件につき<br>400円 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|

|                                                                                                                       |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

別表第2備考1中「34の項」を「36の項」に、「125の項」を「127の項」に改め、同表備考2中「120の項(2)のイ」を「122の項(2)のイ」に、「121の項(2)のイ」を「123の項(2)のイ」に、「124の項(2)のイの(イ)のb」を「126の項(2)のイの(イ)のb」に、「125の項(2)のイ」を「127の項(2)のイ」に改め、同表備考3中「122の項(2)のイの(イ)のb」を「124の項(2)のイの(イ)のb」に、「123の項(2)のイの(イ)のb」を「125の項(2)のイの(イ)のb」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体に係る証明書の交付及び戸籍法の一部改正に伴う本籍地以外での戸籍謄本の交付等に係る手数料を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 76 号

三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

三鷹市立児童遊園条例（昭和39年三鷹市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表牟礼ひよどり児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年1月16日から施行する。

### 提案理由

牟礼ひよどり児童遊園を廃止するため、本案を提出します。

# 案内図

## 廃止する児童遊園

### 牟礼ひよどり児童遊園



議案第 77 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額



(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の国民健康保険税（所得割額及び被保険者均等割額）を出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間において減額するため、本案を提出します。

議案第 78 号

三鷹市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

三鷹市空き家等対策協議会設置条例（平成29年三鷹市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用する条番号を改めるため、本案を提出します。

議案第 79 号

「三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

「三鷹都市計画道路 3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について

令和4年6月30日に議会の議決を得た「三鷹都市計画道路 3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について」に係る契約の金額を、次のとおり変更する。

契約の金額 2億44万5,300円

(既定額 1億6,478万円)

#### 提案理由

契約の金額を増額するため、本案を提出します。

参考資料

三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）電線共同溝整備及び  
街路築造工事請負契約の金額の算出基礎

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| 既定額                                   | 1億6,478万円 ①   |
| 変更後の契約の金額<br>（警視庁協議に伴う信号機の移設工事等による増額） | 2億44万5,300円 ② |
| 差引増額（②－①）                             | 3,566万5,300円  |

議案第 80 号

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び  
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和6年4月1日から東京たま広域資源循環組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

令和5年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



## 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「、浅川清流環境組合」を「、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に東京たま広域資源循環組合を加えるため、本案を提出します。

## 参考法令

### 地 方 自 治 法 抜 粋

#### (協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

(以下省略)

#### (機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通

地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。

議案第 81 号

三鷹市山本有三記念館等の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市山本有三記念館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市山本有三記念館等の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                                         | 指定管理者                                  | 指定の期間                              |
|---------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|
| 三鷹市山本有三記念館<br>三鷹市下連雀二丁目12番27号               | 三鷹市上連雀六丁目12番14号<br>公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団 | 令和6年4月<br>1日から令和<br>11年3月31日<br>まで |
| 三鷹市美術ギャラリー<br>三鷹市下連雀三丁目35番1号                |                                        |                                    |
| 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー<br>三鷹市下連雀三丁目42番3-101号      |                                        |                                    |
| 三鷹市芸術文化センター<br>三鷹市上連雀六丁目12番14号              |                                        |                                    |
| 三鷹市公会堂<br>三鷹市野崎一丁目1番1号                      |                                        |                                    |
| みたか井心亭 <sup>せいしんてい</sup><br>三鷹市下連雀二丁目10番48号 |                                        |                                    |

### 提案理由

三鷹市山本有三記念館等の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 82 号

三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者の指定  
について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者の指定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                           | 指定管理者                              | 指定の期間                              |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 三鷹国際交流センター<br>三鷹市下連雀三丁目30番12号 | 三鷹市下連雀三丁目30番12号<br>公益財団法人 三鷹国際交流協会 | 令和6年4月<br>1日から令和<br>11年3月31日<br>まで |
| 三鷹市女性交流室<br>三鷹市下連雀三丁目30番12号   |                                    |                                    |

提案理由

三鷹国際交流センター及び三鷹市女性交流室の指定管理者を指定するため、本案を提出します。



参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 83 号

三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                               | 指定管理者                         | 指定の期間                              |
|-----------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 三鷹市高齢者センターけやき苑<br>三鷹市深大寺二丁目29番13号 | 三鷹市下連雀五丁目2番5号<br>社会福祉法人 東京弘済園 | 令和6年4月<br>1日から令和<br>11年3月31日<br>まで |

### 提案理由

三鷹市高齢者センターけやき苑の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 84 号

三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                           | 指定管理者                                   | 指定の期間                              |
|-------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|
| 三鷹市牟礼老人保健施設<br>三鷹市牟礼六丁目12番30号 | 三鷹市牟礼六丁目12番30号<br>社会福祉法人 三鷹市社会福祉事<br>業団 | 令和6年4月<br>1日から令和<br>11年3月31日<br>まで |

### 提案理由

三鷹市牟礼老人保健施設の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 85 号

三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



## 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施設                                 | 指定管理者                               | 指定の期間                  |
|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮<br>三鷹市上連雀六丁目11番16号 | 三鷹市牟礼六丁目12番30号<br>社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

### 提案理由

三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 86 号

三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                          | 指定管理者               | 指定の期間                  |
|------------------------------|---------------------|------------------------|
| 三鷹市一小学童保育所A<br>三鷹市新川三丁目21番2号 | 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 三鷹市一小学童保育所B<br>三鷹市新川六丁目4番16号 | 株式会社 日本保育サービス       |                        |
| 三鷹市北野小学童保育所A<br>三鷹市北野三丁目1番5号 |                     |                        |
| 三鷹市北野小学童保育所B<br>三鷹市北野三丁目1番5号 |                     |                        |

### 提案理由

三鷹市一小学童保育所A等の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 87 号

三鷹市二小学童保育所 A 等の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                            | 指定管理者                                                       | 指定の期間                  |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------|
| 三鷹市二小学童保育所A<br>三鷹市野崎三丁目19番1号   | 三鷹市新川六丁目37番1号 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階福祉センター<br>社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 三鷹市二小学童保育所B<br>三鷹市野崎三丁目12番18号  |                                                             |                        |
| 三鷹市三小学童保育所A<br>三鷹市上連雀四丁目12番33号 |                                                             |                        |
| 三鷹市三小学童保育所B<br>三鷹市上連雀四丁目12番33号 |                                                             |                        |
| 三鷹市三小学童保育所C<br>三鷹市下連雀三丁目20番13号 |                                                             |                        |
| 三鷹市三小学童保育所D<br>三鷹市下連雀三丁目20番13号 |                                                             |                        |
| 三鷹市五小学童保育所A<br>三鷹市井の頭二丁目21番18号 |                                                             |                        |
| 三鷹市五小学童保育所B<br>三鷹市井の頭二丁目21番18号 |                                                             |                        |
| 三鷹市七小学童保育所A<br>三鷹市上連雀七丁目7番7号   |                                                             |                        |
| 三鷹市七小学童保育所B<br>三鷹市上連雀七丁目7番7号   |                                                             |                        |
| 三鷹市大沢台小学童保育所<br>三鷹市大沢二丁目9番3号   |                                                             |                        |
| 三鷹市高山小学童保育所A<br>三鷹市牟礼四丁目3番16号  |                                                             |                        |
| 三鷹市高山小学童保育所B<br>三鷹市牟礼四丁目3番16号  |                                                             |                        |
| 三鷹市高山小学童保育所C<br>三鷹市牟礼三丁目10番24号 |                                                             |                        |
| 三鷹市高山小学童保育所D<br>三鷹市牟礼三丁目10番24号 |                                                             |                        |
| 三鷹市中原小学童保育所A<br>三鷹市中原二丁目12番13号 |                                                             |                        |

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| 三鷹市中原小学童保育所B<br>三鷹市中原二丁目12番13号 |  |  |
| 三鷹市井口小学童保育所A<br>三鷹市井口三丁目7番64号  |  |  |
| 三鷹市井口小学童保育所B<br>三鷹市井口三丁目7番64号  |  |  |
| 三鷹市東台小学童保育所A<br>三鷹市中原二丁目17番37号 |  |  |
| 三鷹市東台小学童保育所B<br>三鷹市中原二丁目17番37号 |  |  |
| 三鷹市羽沢小学童保育所<br>三鷹市大沢四丁目9番1号    |  |  |

提案理由

三鷹市二小学童保育所A等の指定管理者を指定するため、本案を提出します。



参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 88 号

三鷹市農業公園の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市農業公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市農業公園の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                       | 指定管理者                           | 指定の期間                  |
|---------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 三鷹市農業公園<br>三鷹市新川六丁目30番16号 | 小金井市貫井北町一丁目10番1号<br>東京むさし農業協同組合 | 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで |

### 提案理由

三鷹市農業公園の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 89 号

三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                           | 指定管理者                          | 指定の期間                              |
|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 三鷹市下連雀市民住宅<br>三鷹市下連雀三丁目30番12号 | 三鷹市下連雀三丁目38番4号<br>株式会社 まちづくり三鷹 | 令和6年4月<br>1日から令和<br>11年3月31日<br>まで |

### 提案理由

三鷹市下連雀市民住宅の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 90 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 6 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



議案第 91 号

令和 5 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 92 号

令和 5 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝